

政令第百八号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第三項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。））、第九条第一項及び第三十四条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十九条の三並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第一百一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「四万二千二百九十円」を「四万二千五百円」に改め、同条第二項中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「九千九百九十円」を「一万四十円」に改め、同条第三項中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「五千九百九十

円」を「六千二十円」に改める。

第二条の四第三項中「〇・〇一八六七〇五」を「〇・〇一八七六三〇」に改め、同条第四項中「〇・〇二八七八六」を「〇・〇〇二八九六〇」に改め、同条第五項中「〇・〇〇一七二二五」を「〇・〇〇一七三四一」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「三万四千二百七十円」を「三万四千四百三十円」に、「五万四千五百十円」を「五万七千七百円」に改める。

第九条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「一万四千五百八十円」を「一万四千六百五十円」に改める。

第十条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「二万六千八百十円」を「二万六千九百四十円」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和六十年政令第三百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「一万四千五百八十円」を「一万四千六百五十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項から第五項までの規定は、平成三

十年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

理由

児童扶養手当その他の関係法律の規定により物価指数の変動に応じてその額の自動改定等を行うべき手当について、所要の額の改定を行う等の必要があるからである。